

注 意 事 項

- 試験開始時刻 10時00分
- 試験科目別終了時刻

| 試験科目 | 科目数 | 終了時刻 |
|------------------------------|-----|--------|
| 「法規」のみ | 1科目 | 11時20分 |
| 「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ | 1科目 | 11時40分 |
| 「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」 | 2科目 | 13時00分 |

- 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

| 試験種別 | 試験科目 | 問題(解答)数 | | | | | 試験問題ページ |
|-----------|--------------|---------|-----|-----|-----|-----|---------|
| | | 第1問 | 第2問 | 第3問 | 第4問 | 第5問 | |
| 伝送交換主任技術者 | 法規 | 7 | 6 | 7 | 6 | 7 | 1~16 |
| | 伝送交換設備及び設備管理 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 17~29 |
| 線路主任技術者 | 法規 | 7 | 6 | 7 | 6 | 7 | 1~16 |
| | 線路設備及び設備管理 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 30~42 |

- 受験番号等の記入とマークの仕方

- マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
- 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

| 受 験 番 号 | | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 1 | A | B | 9 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ● | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 生 年 月 日 | | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年 | 号 | 5 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | | |
| 平 | 成 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 昭 | 和 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大 | 正 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 6 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 7 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 9 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 答案作成上の注意

- マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
- 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- 受験種別欄は、あなたが受験申請した試験種別を で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)
伝送交換主任技術者は、 『伝 送 交 換』
線路主任技術者は、 『線 路』

- 合格点及び問題に対する配点

- 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

| | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 受 験 番 号 | | | | | | | | | |
| (控 え) | | | | | | | | | |

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

| | |
|------------------------------------|---------|
| 試 験 種 別 | 試 験 科 目 |
| 伝 送 交 換 主 任 技 術 者 線 路 主 任 技 術 者 | 法 規 |

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

- (1) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、重要通信の確保について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信事業者は、電気通信事業法で規定する重要通信の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に (ア) を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の (イ) な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

| | | | |
|-----|-----|-----|-------|
| 通 信 | 優先的 | 総合的 | 役務の提供 |
| 連 携 | 円 滑 | 合理的 | 積極的 |

- (2) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信事業の届出について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業法(以下「法」という。)に規定する総務大臣の登録を受けることを要しない電気通信事業者が電気通信事業を営もうとするときは、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- () 氏名又は名称及び住所並びに①法人にあっては、その代表者の氏名
- () ②業務区域
- () ③電気通信設備の概要 (法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

同法に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (ウ)。

<(ウ)の解答群>

| | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

- (3) 次の文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の規定について述べたものである。
□内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法及び同規則に規定する内容に照らして、正しいものは、□(工)である。

<(工)の解答群>

電気通信事業法に規定する総務大臣の登録を受けた電気通信事業者が、電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき、総務大臣は同法に規定する電気通信事業者の登録を取り消すことができる。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部を廃止しようとするときは、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。また、廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該廃止しようとする電気通信事業の利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして総務省令で定める電気通信事業の廃止については、この限りでない。

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件(電気通信事業法の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施の10日前までに、総務大臣の認定を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

総務大臣は、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないときは、電気通信事業者に対し、電気通信事業の適確かつ円滑な運営の確保のために、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- (4) 次の()、()の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が公共の利益のため、それぞれの関係機関等が優先的に取り扱わなければならない「緊急に行うことを要する通信」の内容の一部について述べたものである。同規則の規定に照らして、□内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 気象、水象、地象若しくは□(オ)の報告又は警報に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項
- () 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な□(カ)その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

<(オ)、(カ)の解答群>

| | | |
|-----------|---------|-------|
| 物資の調達 | 火山の観測 | 地動の観測 |
| 海洋の観測 | 生活資源の供給 | 天体の観測 |
| ライフラインの復旧 | 役務の提供 | |

(5) 次のA～Dの文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に規定する、用語について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 端末系伝送路設備とは、端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。
- B 営業所その他の事業所とは、商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。
- C 基礎的電気通信役務とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。
- D 電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路をいい、その他の電氣的設備は含まない。

同法び同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (キ)。

<(キ)の解答群>

| | | |
|----------------|------------------|-----------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| Dのみ正しい | A、Bが正しい | A、Cが正しい |
| A、Dが正しい | B、Cが正しい | B、Dが正しい |
| C、Dが正しい | A、B、Cが正しい | A、B、Dが正しい |
| A、C、Dが正しい | B、C、Dが正しい | |
| A、B、C、Dいずれも正しい | A、B、C、Dいずれも正しくない | |

問2 次の問いに答えよ。(小計20点)

(1) 次の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合においてあらかじめ利用者へ周知する方法について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとすることを周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の()～()のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

- () 訪問
- () 電話
- () (ア)、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- () 電子メールの送信
- () 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であって、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

<(ア)の解答群>

市町村(特別区を含む。)公報 官報 郵便 宅配便

(2) 次の()~()の文章は、電波法に規定する、目的外使用の禁止等の中で、無線通信が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してもよい場合の通信について述べたものである。 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- () 遭難通信は、①船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信である。
- () 安全通信は、②船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信である。
- () 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、③水道、ガス等のライフラインの復旧のために行う無線通信である。

同法に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (イ) 。

<(イ)の解答群>

- ①のみ正しい ②のみ正しい ③のみ正しい
- ①、②が正しい ①、③が正しい ②、③が正しい
- ①、②、③いずれも正しい ①、②、③いずれも正しくない

- (3) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する事項について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ウ) である。

<(ウ)の解答群>

この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機(以下「特定電子計算機」という。)の利用(当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。)につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。

電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為は、不正アクセス行為に該当する行為である。

アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号又はこれを当該アクセス制御機能により転送するために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該アクセス制御設備の保守管理を励行し、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機不正アクセス行為からの防御に資するため、毎年少なくとも1回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとする。

- (4) 次のA、Bの文章は、国際電気通信連合憲章で規定する、責任、電気通信路及び電気通信設備の設置、運用について述べたものである。同憲章に照らし、内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。
- B 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。これらの通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに国際社会の発展に合わせて進歩していくようにしなければならない。

同憲章に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (エ) 。

<(エ)の解答群>

- | | |
|---------|-----------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい |
| AもBも正しい | AもBも正しくない |

- (5) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、目的について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名のの確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及びすることを目的とする。

<(オ)、(カ)の解答群>

国民の利便を確保

国民経済の健全な発展に寄与

社会生活の安定

効率的な利用

公共の福祉の増進に寄与

円滑な利用

積極的な運用

利用者の利益を保護

秩序ある推進

- (1) 次の文章は、電気通信主任技術者規則(これに基づく告示を含む。)に規定する、電気通信主任技術者の選任等について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信主任技術者の選任は、事業用電気通信設備(線路設備及びこれに附属する設備を除く。)を直接に管理する事業場にあつては、各事業場ごとに、当該事業場に常に勤務する者であつて、伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行う。また、線路設備及びこれに附属する設備を直接に管理する事業場にあつては、各事業場ごとに、当該事業場に常に勤務する者であつて、線路主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行う。

上記の規定にかかわらず、次の()~()に適合する場合は、当該事業場を直接統括する事業場において電気通信主任技術者を選任し、又は他の事業場の電気通信主任技術者に当該事業場において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

- () 当該事業場を直接統括する事業場において選任される電気通信主任技術者又は当該事業場の電気通信主任技術者を兼ねることとなる者(以下「兼務主任技術者等」という。)が常に勤務する事業場から速やかに到達できること。
- () 当該事業場において直接に管理される電気通信設備に障害が生じた場合には、予備設備への切り替え等の災害防止のための応急措置が直ちに行われること。
- () 当該事業場に係る電気通信設備の工事、維持及び運用上必要な事項が兼務主任技術者等に (ア) できるよう措置されていること。
- () 当該事業場の電気通信設備の巡視、点検及び検査の結果が兼務主任技術者等に報告されること。
- () その他、当該事業場が兼務主任技術者等による (イ) で支障ないように措置されていること。

<(ア)、(イ)の解答群>

| | | | |
|----|-------|-------|-------|
| 監督 | 試験 | 認定 | 文書で通報 |
| 運用 | 同時に通報 | 容易に連絡 | 監査 |

- (2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策における予備機器、誘導対策、防火対策及び屋外設備について述べたものである。次の文章の 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

同規則に規定する内容に照らして、正しいものは、 (ウ) である。

<(ウ)の解答群>

事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び自動監視設備が適切に設置されたものでなければならない。

伝送路設備において当該伝送路設備に設けられた電気通信回線に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

屋外に設置する電線、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物は、通常想定される気象の変化、じんあい、騒音、磁場その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

線路設備は、通信用の電線及びケーブルからの電磁誘導作用により事業用電気通信回線設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

- (3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備」におけるアナログ電話用設備の電源供給について述べたものである。 内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

事業用電気通信回線設備は、事業用電気通信設備規則第31条(監視信号送出条件)に規定する呼出信号の送出時を除き、端末設備等を接続する点において次の()~()に掲げる条件に適合する通信用電源を供給しなければならない。

- () 端末設備等を切り離れた時の線間電圧が ④ 4.2 ボルト以上かつ 5.3 ボルト以下 であること。
() 両線間を ⑤ 300 オームの純抵抗で終端した時の回路電流が 15 ミリアンペア以上 であること。
() 両線間を ③ 50 オームの純抵抗で終端した時の回路電流が 150 ミリアンペア以上 であること。

同規則に規定する内容に照らして、上記③~⑤の下線部分の語句は、 (エ) 。

<(エ)の解答群>

- ④のみ正しい ⑤のみ正しい ③のみ正しい
③、④が正しい ③、⑤が正しい ④、⑤が正しい
③、④、⑤いずれも正しい ③、④、⑤いずれも正しくない

(4) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、事業用電気通信回線設備の「他の電気通信設備との責任の分界」について述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 事業用電気通信回線設備は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との外部環境条件を整理するため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。
- B 事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信事業者の接続する電気通信設備が故障した場合、予備設備を接続することにより当該電気通信設備を救済できる措置が講じられていなければならない。
- C 事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の保安装置を切り替えできる措置が講じられていなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ) 。

| | | |
|--------------|----------------|---------|
| <(オ)の解答群> | | |
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(5) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」における有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備に関する4項目について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、次の()～()に適合するものでなければならない。

- () 事業用電気通信回線設備と有線テレビジョン放送施設のうち事業用電気通信設備規則第4条第2項第2号の線路以外の有線電気通信設備(以下「有線テレビジョン放送設備」という。)との責任の分界を明確にするため、有線テレビジョン放送設備との間に分界点(以下「分界点」という。)を有すること。
- () 分界点において有線テレビジョン放送設備を切り離せること。
- () 分界点において有線テレビジョン放送設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の (カ) を確認できる措置が講じられていること。
- () 利用者が端末設備等を接続する点と有線テレビジョン放送施設の受信者端子(有線テレビジョン放送法施行規則第2条第5号の受信者端子をいう。)との間の分離度は (キ) デシベル以上であること。ただし、これらが同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内にある場合は、この限りでない。

| | | | |
|---------------|-----|-----|-----|
| <(カ)、(キ)の解答群> | | | |
| 信頼性 | 正常性 | 利便性 | 操作性 |
| 10 | 15 | 20 | 25 |

- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備」におけるアナログ電話用設備の監視信号受信条件について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

事業用電気通信回線設備が端末設備等を接続する点において受信し、かつ、認識しなければならない当該端末設備等が送出する監視信号として挙げた下記の文章のうち、誤っているものは、 (ア) である。

<(ア)の解答群>

端末設備等から発信を行うため、当該端末設備等の直流回路を閉じて300オーム以下の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号(「発呼信号」という。)

端末設備等において当該端末設備等への着信に应答するため、当該端末設備等の直流回路を閉じて300オーム以下の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号(「端末应答信号」という。)

発信側の端末設備等において通話を終了するため、当該端末設備等の直流回路を開いて1メガオーム以上の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号(「切断信号」という。)

着信側の端末設備等において通話を切断するため、当該端末設備等の直流回路を閉じて1メガオーム以下の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号(「終話信号」という。)

- (2) 次の()~()の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、事業用電気通信回線設備を設置する建築物等について述べたものである。 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4点)

事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の()~()の各項に適合するものでなければならない。ただし、()にあつては、やむを得ず同項に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであって、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

- () 風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けない環境に設置されたものであること。
- () 当該事業用電気通信回線設備を安全に設置することができる㊤堅固で絶縁性に富み、特別保安接地工事を施した電氣的遮へい層を有する隔壁を有するものであること。
- () 当該事業用電気通信回線設備が㊢安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。
- () 当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は㊣設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信回線設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

同規則に規定する内容に照らして、上記㊤~㊣の下線部分の語句は、 (イ) 。

<(イ)の解答群>

- ㊤のみ正しい ㊢のみ正しい ㊣のみ正しい
㊤、㊢が正しい ㊤、㊣が正しい ㊢、㊣が正しい
㊤、㊢、㊣いずれも正しい ㊤、㊢、㊣いずれも正しくない

- (3) 次のA~Cの文章は、端末設備等規則に規定する、用語について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 総合デジタル通信端末とは、端末設備であつて、総合デジタル通信用設備に接続されるものをいう。
- B 絶対レベルとは、一の実効電力の1ミリワットに対する比を絶対値で表したものをいう。
- C 応答とは、電気通信回線からの呼出しに応ずるための動作をいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

- Aのみ正しい Bのみ正しい Cのみ正しい
A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない

- (4) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、絶縁抵抗について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に、使用電圧が300ボルト以下の場合にあっては、 (工)メガオーム以上であり、300ボルトを超え750ボルト以下の直流及び300ボルトを超え600ボルト以下の交流の場合にあっては、 (オ)メガオーム以上の絶縁抵抗を有しなければならない。

| <(工)、(オ)の解答群> | | | | |
|---------------|-----|-----|-----|-----|
| 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.5 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

- (5) 次の文章は、端末設備等規則の規定について述べたものである。 (A) ~ (C)に最も適した語句の組合せを、下記の解答群から選び、内の(カ)にその番号を記せ。(4点)

利用者が端末設備を事業用電気通信設備に接続する際に使用する線路及び保安器その他の機器(以下「配線設備等」という。)は、次により設置されなければならない。

配線設備等の (A)は、絶対レベルで表した値で定常時においてマイナス (B)デシベル以下であり、かつ、最大時においてマイナス (C)デシベル以下であること。

同規則の規定に照らして、正しいものは (カ)である。

| <(カ)の解答群> | | |
|-----------|------|------|
| (A) | (B) | (C) |
| 漏話雑音電力 | — 62 | — 56 |
| 漏話雑音電力 | — 58 | — 52 |
| 評価雑音電力 | — 64 | — 58 |
| 評価雑音電力 | — 62 | — 56 |
| 熱雑音電力 | — 58 | — 52 |

(1) 次の()~()の文章は、有線電気通信法に規定する、設備の検査等及び設備の改善等の措置について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)~(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×3=6点)

- () 総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは (ア) を検査させることができる。
- () 総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が有線電気通信法第5条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の (イ) 又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。
- () 総務大臣は、有線電気通信法第3条(有線電気通信設備の届出)第2項に規定する有線電気通信設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、上記()の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その (ウ) が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

| <(ア)~(ウ)の解答群> | | |
|---------------|-------|-------|
| 設備の設置 | 縮小 | 使用の制限 |
| 建物 | 帳簿書類 | 撤去 |
| 設備の機能 | 使用の停止 | 設備の環境 |
| 附属設備 | 設備の運用 | 管理状況 |

(2) 次の文章は、有線電気通信法に規定する事項について述べたものである。 内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同法に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (工) である。

<(工)の解答群>

この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

有線電気通信設備(政令で定めるものを除く。)は政令で定める技術基準に適合するものでなければならない。この政令で定める技術基準は、次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- a 有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備と容易に接続できるようになること。
- b 有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は電気通信事業者に影響を与えないようにすること。

総務大臣が、非常事態における通信の確保に関する有線電気通信法の規定により有線電気通信設備を設置した者に通信を行い、又はその設備を他の者に使用させ、若しくは接続すべきことを命じたときは、国は、その通信又は接続に要した実費を弁償しなければならない。

有線電気通信設備とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備(無線通信用の有線連絡線を含む。)をいう。

(3) 次のA～Dの文章は、有線電気通信設備令に規定する事項について述べたものである。同令に規定する内容に照らして、内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電線とは、有線電気通信(送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により信号を行うことを含む。)を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)であつて、強電流電線に重畳される通信回線に係るもの以外のものをいう。
- B 強電流電線とは、強電流電気の伝送を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)をいう。
- C 平衡度とは、通信回線の中性点と大地との間の気象条件による位置の変化におけるこれらの間に生ずる電圧と通信回線の端子間に生ずる電圧との比をデシベルで表わしたものをいう。
- D 離隔距離とは、線路と他の物体(線路を含む。)とが気象条件による位置の変化により最も接近した場合におけるこれらの物の間の距離をいう。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| Dのみ正しい | A、Bが正しい | A、Cが正しい |
| A、Dが正しい | B、Cが正しい | B、Dが正しい |
| C、Dが正しい | A、B、Cが正しい | A、B、Dが正しい |
| A、C、Dが正しい | B、C、Dが正しい | |
| A、B、C、Dいずれも正しい | A、B、C、Dいずれも正しくない | |

(4) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する、有線電気通信設備の保安について述べたものである。内の(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点)

有線電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、絶縁機能、 (カ) 機能その他の保安機能をもたなければならない。

<(カ)の解答群>

- 耐震 防水 耐火 避雷 防腐

- (5) 次の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の支持物の昇塔防止について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

架空電線の支持物には、取扱者が昇降に使用する足場金具等を地表上1.8メートル未満の高さに取り付けてはならない。ただし、総務省令で定める次の()~()のいずれかの場合、この限りでない。

- () 足場金具等が①支持物の内部に格納できる構造であるとき。
() 支持物の周囲に取扱者以外の者が立ち入らないように、②さく、塀その他これに類する物を設けるとき。
() 支持物を、人が容易に③立ち入るおそれがない場所に設置するとき。

同規則に規定する内容に照らして、上記の①~③の下線部分の語句は、 (キ)。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |